

佐賀県規則第8号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の施行等に伴う関係規則の整理に関する規則
(佐賀県立産業技術学院管理規則等の一部改正)

第1条 次に掲げる規則の規定中「生理休暇」を「フェムケア休暇」に改め、「引き続き3日以内の」を削り、「引き続き10日以内の」を「10日を超えない範囲の」に改める。

- (1) 佐賀県立産業技術学院管理規則（昭和35年佐賀県規則第43号）第4条第1項第3号
- (2) 佐賀県果樹試験場管理規則（昭和37年佐賀県規則第15号）第6条第1項第3号
- (3) 佐賀県工業技術センター管理規則（昭和37年佐賀県規則第90号）第7条第1項第3号
- (4) 県税事務所管理規則（昭和40年佐賀県規則第48号）第8条第1項第3号
- (5) 佐賀県家畜保健衛生所管理規則（昭和40年佐賀県規則第50号）第7条第1項第3号
- (6) 佐賀県農林事務所管理規則（昭和40年佐賀県規則第51号）第9条第1項第3号
- (7) 佐賀県ダム管理事務所管理規則（昭和44年佐賀県規則第5号）第9条第1項第3号
- (8) 佐賀県水産振興センター管理規則（昭和48年佐賀県規則第68号）第7条第1項第3号
- (9) 佐賀県環境センター管理規則（昭和49年佐賀県規則第19号）第7条第1項第3号
- (10) 佐賀県消防学校管理規則（昭和53年佐賀県規則第15号）第7条第1項第3号
- (11) 佐賀県茶業試験場管理規則（昭和53年佐賀県規則第21号）第7条第1項第3号
- (12) 佐賀県畜産試験場管理規則（昭和53年佐賀県規則第22号）第8条第1項第3号
- (13) 佐賀県自治修習所設置規則（昭和54年佐賀県規則第21号）第8条第1項第3号
- (14) 佐賀県高等水産講習所管理規則（昭和55年佐賀県規則第18号）第4条第1項第3号
- (15) 佐賀県食肉衛生検査所管理規則（昭和56年佐賀県規則第5号）第8条第1項第3号
- (16) 佐賀県首都圏事務所管理規則（昭和56年佐賀県規則第16号）第6条第1項第3号
- (17) 佐賀県関西・中京事務所管理規則（昭和57年佐賀県規則第20号）第6条第1項第3号
- (18) 佐賀県総合福祉センター管理規則（昭和58年佐賀県規則第1号）第8条第1項第3号
- (19) 佐賀県児童相談所等の管理に関する規則（昭和58年佐賀県規則第2号）第6条第1項第3号
- (20) 佐賀県農業大学校管理規則（昭和59年佐賀県規則第25号）第9条第1項第3号
- (21) 佐賀県上場営農センター管理規則（平成2年佐賀県規則第29号）第7条第1項第3号
- (22) 佐賀県佐賀空港事務所設置規則（平成10年佐賀県規則第38号）第7条第1項第3号
- (23) 佐賀県農業技術防除センター管理規則（平成11年佐賀県規則第50号）第7条第1項第3号
- (24) 佐賀県有明海沿岸道路整備事務所設置規則（平成20年佐賀県規則第30号）第7条第1項第3号
- (25) 佐賀県療育支援センター管理規則（平成21年佐賀県規則第13号）第7条第1項第3号

- (26) 佐賀県立地域生活リハビリセンター管理規則（平成23年佐賀県規則第3号）第5条第1項第3号
- (27) 佐賀県公文書館管理規則（平成24年佐賀県規則第12号）第6条第1項第3号
- (28) 佐賀県消費生活センター管理規則（平成28年佐賀県規則第4号）第5条第1項第3号
- (29) 佐賀県防災航空センター設置規則（令和2年佐賀県規則第72号）第7条第1項第3号
（佐賀県農業試験研究センター管理規則の一部改正）

第2条 佐賀県農業試験研究センター管理規則（昭和53年佐賀県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">(所長の専決事項)</p> <p>第10条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 職員の欠勤並びに慶弔休暇、年次休暇、夏季休暇、<u>生理休暇</u>、産前産後通院休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、配偶者出産時育児休暇、育児休暇、子育て部分休暇、<u>引き続き3日以内の特別休暇</u>（裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合を除く。）、<u>介護部分休暇及び引き続き10日以内の病気休暇並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定に基づく部分休業の願の処理に関すること。</u></p> <p>(4)～(10) 略</p> <p>2・3 略</p> <p style="text-align: center;">(分場長の専決事項)</p> <p>第11条 分場長は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 分場の職員の欠勤並びに慶弔休暇、年次休暇、夏季休暇、<u>生理休暇</u>、産前産後通院休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊娠障害休暇、</p>	<p style="text-align: center;">(所長の専決事項)</p> <p>第10条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 職員の欠勤並びに慶弔休暇、年次休暇、夏季休暇、<u>フェムケア</u>休暇、産前産後通院休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、配偶者出産時育児休暇、育児休暇、子育て部分休暇、特別休暇（裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合を除く。）、<u>介護部分休暇及び10日を超えない範囲の病気休暇並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定に基づく部分休業の願の処理に関すること。</u></p> <p>(4)～(10) 略</p> <p>2・3 略</p> <p style="text-align: center;">(分場長の専決事項)</p> <p>第11条 分場長は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 分場の職員の欠勤並びに慶弔休暇、年次休暇、夏季休暇、<u>フェムケア</u>休暇、産前産後通院休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊娠障</p>

改正前	改正後
<p data-bbox="293 260 1126 411">出産補助休暇、育児休暇、子育て部分休暇、<u>引き続き3日以内の特別休暇</u>（裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合を除く。）、介護部分休暇及び<u>引き続き10日以内の病気休暇並びに部分休業の願の処理に関する</u>こと。</p> <p data-bbox="271 507 450 539">(4)～(8) 略</p> <p data-bbox="241 555 331 587">2 略</p>	<p data-bbox="1211 260 2040 491">害休暇、出産補助休暇、<u>配偶者出産時育児休暇</u>、育児休暇、子育て部分休暇、特別休暇（裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合を除く。）、介護部分休暇及び<u>10日を超えない範囲の病気休暇並びに地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項の規定に基づく部分休業の願の処理に関する</u>こと。</p> <p data-bbox="1182 507 1361 539">(4)～(8) 略</p> <p data-bbox="1153 555 1243 587">2 略</p>

(佐賀県立図書館処務規則等の一部改正)

第3条 次に掲げる規則の規定中「生理休暇」を「フェムケア休暇」に、「引き続き10日以内の」を「10日を超えない範囲の」に改める。

- (1) 佐賀県立図書館処務規則（平成24年佐賀県規則第44号）第8条第1項第3号
- (2) 佐賀県立博物館処務規則（平成24年佐賀県規則第45号）第8条第1項第3号
- (3) 佐賀県立九州陶磁文化館処務規則（平成24年佐賀県規則第46号）第8条第1項第3号
- (4) 佐賀県立美術館処務規則（平成24年佐賀県規則第47号）第8条第1項第3号
- (5) 佐賀県立名護屋城博物館処務規則（平成24年佐賀県規則第48号）第8条第1項第3号
- (6) 佐賀県立佐賀城本丸歴史館処務規則（平成24年佐賀県規則第49号）第8条第1項第3号

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第3条の規定（「生理休暇」を「フェムケア休暇」に改める部分を除く。）並びに第2条中佐賀県農業試験研究センター管理規則第10条第1項第3号及び第11条第1項第3号の改正規定（「生理休暇」を「フェムケア休暇」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。